

# 令和3年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名
	給与の支払者の法人番号	
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所 又は居所

記載のしかたはこちら



保

給与者の 確認	給与者の 氏名	新・旧 の区 分	保険金等の受取人		あなたが本年中に支払った 保険料等の金額(分配を受けた 剰余金等の控除後の金額)	給与者の 確認
			氏名	あなたとの 続		
一般の生命保険料		旧			53,000	円
(a)のうち新保険料等の金額の合計額	A		①	(最高40,000円)	計(①+②)	③ 38,250
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	B	53,000	②	(最高50,000円)	②と③のいずれか大きい金額	④ 38,250
(a)の金額の合計額	C					⑤ 38,250
個人年金保険料		新			59,000	円
		旧			89,000	円
(a)のうち新保険料等の金額の合計額	D	59,000	④	(最高40,000円)	計(④+⑤)	⑥ 40,000
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	E	89,000	⑤	(最高50,000円)	⑤と⑥のいずれか大きい金額	⑦ 47,250
計算式Ⅰ(新保険料等)※	A、C又はDの金額		計算式Ⅱ(旧保険料等)※		B又はEの金額	
20,000円以下	控除額の計算式		25,000円以下		B又はEの金額	
20,001円から40,000円まで	(A、C又はD)×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで		(B又はE)×1/2+12,500円	
40,001円から80,000円まで	(A、C又はD)×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで		(B又はE)×1/4+25,000円	
80,001円以上	一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円	
生命保険料控除額						85,500

給与者の 確認	給与者の 氏名	新・旧 の区 分	保険金等の受取人		あなたが本年中に支払った 保険料等の金額(分配を受けた 剰余金等の控除後の金額)	給与者の 確認
氏名	あなたとの 続					
地震保険料		旧長期			28,000	円
①のうち地震保険料の金額の合計額					②	円
①のうち旧長期損害保険料の金額の合計額					③	28,000
地震保険料控除額	②の金額	(最高50,000円)	+	③の金額(③の金額が10,000円を超える場合は、③×1/2+5,000円)※	(最高15,000円)	15,000
社会保険料控除						円
合計(控除額)						円
種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額					円
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金						円
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金						円
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金						円
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金						円
合計(控除額)						円

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

# 令和3年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)	(フリガナ)	
	給与の支払者の 法人番号	あなたの氏名	
税務署長	給与の支払者の 所在地(住所)	あなたの住所 又は居所	



基・配・所

## ～記載に当たってのご注意～

- ◎ 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
  - あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の順に記載してください。
  - 上記1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません)。
- ◎ 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

## ◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	7,074,500 円	5,267,050 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (①と②の合計額)		5,267,050 円

○ 控除額の計算

<input checked="" type="checkbox"/> 900万円以下 (A)	48万円	区分Ⅰ A (左のA～Cを記載)
<input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下 (B)		
<input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下 (C)	32万円	基礎控除の額 48万 円
<input type="checkbox"/> 1,000万円超 2,400万円以下		
<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下	16万円	
<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下		

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

## ◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。

○ 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
		年 月 日
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所		非居住者である配偶者
		生計を一にする事実

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	1,900,000 円	1,250,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (①と②の合計額)		* 1,250,000 円

○ 控除額の計算

区分Ⅰ	区分Ⅱ										配偶者控除の額 円		
	①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(①と②の合計額)」(*印の金額))									
A	48万円	38万円	38万円	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 135万円以下	11万円	
B	32万円	26万円	26万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円		
C	16万円	13万円	13万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円		
				12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円		
摘要	配偶者控除			配偶者特別控除									

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

## ◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合、記載する必要はありません。

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください(該当者が複数いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません)。

なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。

○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	☆扶養親族等	(フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日	★特別障害者に該当する事実 (裏面「3-2(4)」を参照)
	同一生計配偶者 <sup>(注)</sup> が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)				年 月 日	<input type="checkbox"/> 扶養控除等申告書のとおり
	扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)			あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	左記の者の住所又は居所 左記の者の合計 あなたとの税務 所得金額(見積額)	
	扶養親族が年齢23歳未満(平11.1.2以後生) (右の☆欄のみを記載)					

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。